



平成28年12月19日

各位

会社名 株式会社ブランジスタ
代表者名 代表取締役社長 岩本 恵了
(コード番号：6176 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 石原 卓
(TEL：03-6415-1183)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である(株)ネクシィーズグループについて、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
(平成28年9月30日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有 分	合算対象 分	計	
(株)ネクシィーズ グループ	親会社	47.78	0.00	47.78	・株式会社東京証券取引所 市場第一部

(注) 本書提出日現在、発行済株式総数の増加により、(株)ネクシィーズグループの議決権所有割合は47.70%となっております。

2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係
(a) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社グループとの取引関係、人的関係、資本関係等

(親会社グループにおける位置付け)

当社は、親会社グループの事業セグメントにおいて、ソリューションサービス事業に位置付けられません。

他のグループ会社のなかで、ソリューションサービス事業に位置づけられる会社は、(株)ネクシィーズグループ、(株)ネクシィーズ・トレードであります。

(株)ネクシィーズグループは業務代行収入を得ております。また、(株)ネクシィーズ・トレードは金融商品仲介業を活用した新規口座獲得業務を行っており、いずれも当社と類似した事業は行っておりません。

(親会社グループとの取引関係)

当社は、親会社及びグループ会社との間に取引関係が発生しておりますが、いずれも通常の取引条件によるものであり、一方が不利益となるような取引はございません。

(親会社グループとの人的関係)

親会社から役員を招聘し、取締役1名が就任しております。役員は以下のとおりであります。

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役	近藤 太香巳	(株)ネクシィーズグループ代表取締役社長	上場会社の代表者としての見地から助言を行うため。

(親会社グループとの資本関係)

(株)ネクシィーズグループは、当社発行済株式総数の47.78% (6,795,280株)を所有しており、当面の間は、安定株主として当社株式を所有する方針と聞いております。

(親会社グループとのその他特別な関係)

当社を除く親会社グループとの間において上記の他に特別な関係はありません。

(b) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、申請会社が親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

(a)に記載のとおり、当社は、親会社グループでの位置付け・棲み分けが明確であり、特段の事業上の制約はございません。

リスクとしては、将来的に親会社の経営方針に変更が生じた場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。メリットとしては、安定株主が存在する点が挙げられます。

親会社等との取引関係等から受ける経営・事業活動への影響等についても、(a)に記載のとおり、株主としての状況把握のための人的関係を除き、他の株主・取引先と比較して特異な関係は無く、影響等は軽微であると判断しております。

(c) 親会社等からの一定の独立性確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、親会社等とは異なる事業を営んでおり、親会社等からの事業上の制約はございません。また、親会社等との取引条件は合理的な方法で決定しており、同社以外の企業との取引条件と同様のものとしております。

兼務役員の就任状況につきましても、当社独自の経営判断を妨げるものではないことから、親会社等から一定の独立性は確保されているものと認識しております。

(d) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

(a)～(c)に記載しているとおり、当社の経営上の重要事項につきましては、当社独自の経営判断に基づき業務執行を行っており、親会社等からの独立性は確保されております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

平成28年9月期における支配株主等との取引につきましては、上記「4. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係」に記載したものを除き、記載すべき重要な事項はございません。

なお、支配株主等と取引を行う場合には、取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同様の条件によることとしております。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は支配株主との取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、社外取締役・社外監査役を含む取締役会において十分に審議のうえ、決議を行い、少数株主の保護に努めてまいります。

以 上